

AV出演 被害防止 救済法

Q&A

AV出演被害防止に関する各党実務者会合

監修 元法務大臣・衆議院議員 山下 貴司

立花書房

本書について

本書は、画期的な超党派の議員立法として成立したAV出演被害防止・救済法*の解説書です。

いわゆるAV出演被害は、インターネットの普及に伴い、深刻さを増しています。

モデルとしての撮影と言われて契約書に署名したのに、契約書をタテにAV出演を強要された…

軽い気持ちで撮影に応じたAVがインターネット上で拡散し周囲の人にも知られてしまった…

公表されたAVの消去を求めても何の対応もなく、インターネット上に晒されたままになっている…

心身や私生活に取り返しのつかない重大なダメージを与えるAV出演被害を防ぎ、被害者を何とか救済できないか。

こうした想いは、被害者や被害者支援団体から深刻な相談を受けた国会議員の間で強く共有され、各党とも、刑罰を含めた法律の厳格な適用を求めるなど、被害防止や被害者救済に取り組んできましたが、既存の法律に基づく政府の対応には限界がありました。

そこで、この問題に精力的に取り組んできた国会議員が、「AV出演被害防止に関する各党実務者会合」として政党の垣根を超えて集結し、深刻な被害をもたらしかねないAV出演契約を無力化することなどを含めた新たな法律を議員の力で創り出すこととし、国会がほぼ全会一致で成立させたのがこの法律です。

本法は、AV出演被害の実情を踏まえ、被害の防止や救済のための画期的な制度を盛り込んでいます。しかし、それだけに被害者の方々などにもわかりやすい解説書が待たれていました。そこで、実務者会合のメンバーとして本法律の起草に携わった山下が、衆議院法制局や内閣府・法務省・警察庁などの関係省庁と協議しつつ執筆・監修し、実務者会合の議員にお諮りしながら完成させたのが本書です。

したがって細かな文章や表現などの文責は山下にあります。本書の根幹はAV出演被害の防止や救済のために心血を注いで法律に結実させた実務者会合メンバーはじめ関係者の皆様と創り上げたものです。

本書が、AV出演被害に泣く被害者を一人でもなくすためにお役に立つことを祈っています。そして、最後にこの法律の効果を一言で表わす政府広報を御紹介します。

「そのAV出演契約、やめることができます。まずは相談してみませんか。」

令和5年3月

衆議院議員・元法務大臣

監修者 山下貴司

- * AV出演被害防止・救済法の正式名称は「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」ですが、本書では「AV出演被害防止・救済法」という名称を使っています。

A V 出演被害防止に関する各党実務者会合

【自由民主党】



上川陽子 かみかわ ようこ 衆議院議員

静岡1区選出（7期）、党幹事長代理 法務大臣（3回）、内閣府特命担当大臣、総務副大臣、党司法制度調査会長、党一億総活躍推進本部長、党女性活躍推進本部本部長、党憲法改正推進本部事務局長等を歴任。



山下貴司 やました たかし 衆議院議員

岡山県出身。東大法、米国コロンビア大院卒。検事、外交官、弁護士等を経て、2012年衆議院議員初当選（岡山2区・4期）。2018年法務大臣。自民党副幹事長。リベンジポルノ防止法など議員立法10本に携わる。



宮崎政久 みやざき まさひさ 衆議院議員

弁護士。衆議院議員（4期）、法務大臣政務官、自民党法務部会長、国土交通部会長代理、沖縄振興調査会事務局長、性暴力のない社会の実現を目指す議員連盟事務局長ほか。今回の各党実務者会合でも事務局長を務めた。

【公明党】



佐々木さやか ささき さやか 参議院議員

弁護士。神奈川選挙区。現在2期目。参議院法務委、議運委理事、元文部科学大臣政務官。党参議院国対筆頭副委員長、党女性委副委員長、党神奈川県本部副代表、党AV出演強要問題対策PT座長ほか。



國重 徹 くにしげ とおる 衆議院議員

1974年大阪市生まれ。弁護士・税理士、防災士。2012年衆議院議員総選挙で大阪5区より初当選（当選4回）。総務大臣政務官、党国対副委員長等を歴任し、現在、党青年委員長、広報局長、内閣部会長等を務める。

【立憲民主党】



山井和則 やまのい かずのり 衆議院議員

元厚生大臣政務官。衆議院議員8期。学生時代に児童福祉施設でボランティアをし、祖母が長年、寝たきりであったことから、政治家を志す。2年間、スウェーデンで福祉の研究をするなど、福祉がライフワーク。



森山浩行 もりやま ひろゆき 衆議院議員

大阪府堺市出身、明治大学法学部卒。元関西TV記者、堺市議、大阪府議。当選3回。衆議院文科委理事、国家基本政策委理事、予算委（※当時内閣委筆頭理事）。党副幹事長、災害緊急事態局長、国対副委員長、大阪府連代表。



塩村あやか しおむら あやか 参議院議員

広島県出身。短大卒業後、豪州のカレッジに留学。ライター、放送作家を経て2013年東京都議会議員選挙に当選。2019年参議院選挙に初当選（東京選挙区）。党国際局副局長、青年局長代理。

【日本維新の会】



足立康史 あだち やすし 衆議院議員

京都大卒、京都大院、米国コロンビア大院修了。経済産業省勤務を経て2012年衆議院議員総選挙で初当選。現在4期目。日本維新の会国会議員団政務調査会長、憲法改正調査会長等を歴任。著書に「国会という茶番劇」など。



梅村 聡 うめむら さとし 参議院議員

1975年大阪府生まれ。大阪教育大学附属高校池田校舎、大阪大学医学部卒。日本内科学会認定内科医。参議院当選2回、元厚生労働大臣政務官。現在参議院財金委所属。日本維新の会政調副会長、コロナ対策本部長。



池下 卓 いけしたたく 衆議院議員

大阪府高槻市出身。龍谷大院卒、税理士、元大阪府議。衆議院議員1期。厚生労働委員会理事、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会委員、党会計監査人。



一谷勇一郎 いちたに ゆういちろう 衆議院議員

1975年生まれ、関西医療学園専門学校で学び、整骨院事業開業。介護事業に進出。柔道整復師、介護事業所経営。2021年衆議院議員に比例復活当選、現職。現場の抱える問題から社会保障制度全体の改革を目指す。

【国民民主党】



浅野 哲 あさの さとし 衆議院議員

1982年生まれ。茨城5区。青山学院大学大学院理工学研究科修了。(株)日立製作所入社。衆議院議員大畠章宏公設第一秘書。2017年衆議院議員総選挙で初当選。現在2期目。議運委、内閣委、原子力問題特委。党国対委員長代理、青年局長、エネルギー調査会会長。

ほか

目 次

本書について

A V出演被害防止に関する各党実務者会合

第1編 AV出演被害防止・ 救済法の制定経緯と ポイント

第1章 AV出演被害防止・救済法 制定の経緯

1	AV出演被害の実態	2
2	AV出演契約の実態	5
3	法律制定前の政府における取組	7
4	検挙・裁判事例等	8

5 法律制定の経緯12

6 法律制定後の政府の取組14

第2章 AV出演被害防止・救済法の 主なポイント

1 主なポイント19

- (1) この法律全体について
- (2) 契約の締結について
- (3) 撮影をするときや撮影をした映像について
- (4) 無効・取消し・解除に関する特則について
- (5) 差止請求権など被害拡散防止の仕組みについて
- (6) プロバイダ責任制限法の特例について
- (7) 相談体制の整備等について
- (8) AV制作公表者への罰則について
- (9) この法律の施行前のAVに係る差止めについて
- (10) 任意解除の特例について

AV出演被害防止・救済法 概要25

第2編 AV出演被害防止・ 救済法Q&A

第1章 総 則

第1条 目 的	30
Q01 本法の目的は何ですか。	31
第2条 定 義	32
Q02 「性行為」とは、どのような行為ですか。	33
Q03 「性行為映像制作物」の要件である「性行為に係る人の姿態を撮影した映像」とは何ですか。	35
Q04 「性行為映像制作物」の要件である「電磁的記録…又はこれに係る記録媒体」とは何ですか。	36

Q05 「性行為映像制作物」が、「その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するもの」であることが必要とされるのはなぜですか。 37

Q06 「出演者」とはどのような人ですか。 38

Q07 「制作公表」とはどのような行為ですか。 39

Q08 「出演契約」とは、どのような契約ですか。 41

Q09 海外のAVメーカーとの出演契約や海外で締結した出演契約についても、本法は適用されますか。 42

Q10 「制作公表者」や「制作公表従事者」とは、どのような人ですか。 43

第3条 実施及び解釈の基本原則44

Q11 実施及び解釈の基本原則を設けたのはなぜですか。 45

第2章 出演契約等に関する特則

第1節 締結に関する特則

第4条 出演契約47

Q12 出演契約を性行為映像制作物ごとに個別に締結することとしたのはなぜですか。 48

Q13 性行為映像制作物ごとに個別に契約を締結しなかった場合、その契約はどうなりますか。 49

Q14 出演契約を、書面又は電磁的記録でしなければならないとしたのはなぜですか。 50

Q15 出演契約書等には、どのようなことを記載することが義務付けられているのですか。

51

Q16 出演契約書等に「撮影の予定日時・場所」を記載しなければならないのはなぜですか。 (第2号関係)

52

Q17 出演契約書等の記載事項である「撮影の対象となる性行為に係る姿態の具体的内容」とはどのような内容ですか。 (第3号関係)

53

Q18 出演契約書等の記載事項である「性行為に係る姿態の相手方を特定するために必要な事項」とはどのようなものですか。

(第4号関係)

54

Q19 出演契約書等の記載事項である「性行為映像制作物の公表の具体的方法・期間」とはどのようなものですか。 (第5号関係)

55

Q20 出演契約書等に「性行為映像制作物の公表を行う者を特定するために必要な事項」を記載しなければならないのはなぜですか。
(第6号関係) 56

Q21 出演契約書等の記載事項である「内閣府令で定める事項」とはどのような事項ですか。
(第8号関係) 57

第5条 出演契約に係る説明義務58

Q22 制作公表者に対して、本条の説明義務を課すのはなぜですか。 59

Q23 制作公表者は、出演者に対してどのような事項を説明しなければなりませんか。 60

Q24 「第七条から第十六条までに規定する事項」とは、どのような事項ですか。
(第1号関係) 61

Q25 取消権や制作公表者等が法定義務に違反した場合の解除権が5年間行使可能であることを説明事項としたのはなぜですか。

(第2号関係)

63

Q26 撮影された映像により出演者が特定される可能性があることを説明事項としたのはなぜですか。

(第3号関係)

64

Q27 国が整備した相談窓口等の名称、連絡先等を説明事項としたのはなぜですか。

(第4号関係)

65

Q28 「その他内閣府令で定める事項」とはどのような事項ですか。

(第5号関係)

66

Q29 第5条第2項において説明方法について規定したのはなぜですか。

67

Q30 制作公表者以外の者から、出演契約の内容等について誤認させるような説明等を受けた場合、どのようなことができますか。

68

第6条 出演契約書等の交付等義務69

Q31 制作公表者に出演契約書等の交付等の義務を課したのはなぜですか。

69

第2節 履行等に関する特則

第7条 性行為映像制作物の撮影71

Q32 契約締結から撮影までの間に1か月を空けることとしたのはなぜですか。

72

Q33 撮影までの熟慮期間の起算日を出演契約書等・説明書面等の交付等を受けた日としたのはなぜですか。

74

Q34 出演者が、性行為に係る姿態の撮影を拒絶することができることを規定したのはなぜですか。

75

Q35 出演者の健康の保護（生殖機能の保護を含む。）や債務の履行の任意性の確保について、義務付けたのはなぜですか。

76

Q36 「密接に関連する出演者の撮影」を「出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影」とみなし、本法の規定の一部を適用するのはなぜですか。

77

第8条 撮影された映像の確認 ……………79

Q37 出演者に撮影された映像を確認する機会を与えるのはなぜですか。 79

第9条 性行為映像制作物の公表の制限 ……………81

Q38 どうして撮影終了から公表まで4か月の期間を空けなければならないのですか。

81

第3節 無効、取消し及び解除等に関する特則

第10条 出演契約等の条項の無効83

Q39 性行為映像制作物を特定しないで出演義務を課す契約の条項を無効とするのはなぜですか。 84

Q40 第10条第2項各号に該当する条項として、どのようなものが想定されますか。 85

第11条 出演契約の取消し86

Q41 制作公表者等が、出演契約締結の際の出演契約書交付等義務や説明義務等の義務に違反した場合、出演契約は取り消せますか。 86

第12条 出演契約の法定義務違反による解除88

Q42 制作公表者が、撮影や公表に関する法定義務に違反した場合、どうなりますか。 88

第13条 出演契約の任意解除等90

Q43 本条の任意解除等の制度の趣旨を教えてください。 91

Q44 出演契約の任意解除等について、嘘を言われ、解除できることを知らないまま性行為映像制作物の公表が行われた日から1年が経過してしまいました。もう任意解除はできないのでしょうか。 94

Q45 出演契約の任意解除等があった場合に、制作公表者が当該出演契約の任意解除等に伴う損害賠償を請求することができないこととしたのはなぜですか。 95

Q46 どのような場合に、「不実のことを告げ」あるいは「威迫して困惑させ」たことになりますか。 96

第14条 解除の効果97

Q47 出演料を返還しなければ契約を解除することはできませんか。 97

Q48 出演契約が解除されたときに、各当事者は、どのような原状回復義務を負いますか。

98

Q49 出演契約が解除されたときに、制作公表者は、その契約に基づいて制作公表された性行為映像制作物の購入者から、その性行為映像制作物の返還等を求めなければなりませんか。

99

第4節 差止請求権

第15条

…………… 100

Q50 本条の差止請求権を設けることとしたのはなぜですか。また、この差止請求権は、①どのような場合に、②誰に対して、③何をを行うよう求めることができるのですか。

101

Q51 本条の差止請求を行うに当たり、制作公表者に対して、情報提供等の協力を求めることができることとしたのはなぜですか。

103

Q52 海外サーバにアップロードされた性行為映像制作物について、差止請求をすることができますか。 105

Q53 本法の施行前に出演契約を締結し、性行為映像制作物を撮影した場合でも、差止請求をすることができますか。 106

第3章 プロバイダ責任制限法の特例

第16条 …………… 107

Q54 インターネット上で公表された性行為映像制作物の削除はどのようにすればよいのですか。 108

Q55 プロバイダ責任制限法の特例によって、どのようなことができるようになりますか。 112

第4章 相談体制の整備等

第17条 相談体制の整備 …………… 116

Q56 国及び都道府県に、相談体制の整備を義務付けたのはなぜですか。 117

第18条 その他の支援措置等 …………… 118

Q57 国及び地方公共団体に、その他の支援措置等を義務付けたのはなぜですか。 118

Q58 AV出演被害について、どこに相談することができますか。 119

第19条 被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発 …………… 120

Q59 国及び地方公共団体に、被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発を義務付けたのはなぜですか。 120

第5章 罰 則

Q60 この法律で定める罰則にはどのようなものがありますか。 121

第20条 …………… 122

第21条 …………… 122

第22条 …………… 122

Q61 本法に違反して不実告知や威迫・困惑行為をした場合、どのような罰則が定められていますか。 (第20条関係) 123

Q62 本法の書面交付等義務違反、記載事項不記載・虚偽記載をした場合、どのような罰則が定められていますか。 (第21条関係) 125

Q63 行為者だけでなく、法人や個人事業主も処罰するのはなぜですか。 (第22条関係) 126

第6章 附 則

附則第1条 施行期日	127
附則第2条 経過措置	127
附則第3条	127
附則第4条 検討	128
附則第5条 調整規定	128
附則第6条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正	128

Q64 この法律の施行は、いつからですか。 (附則第1条関係) 129

Q65 附則第二条のような経過措置を設けたのはなぜですか。 (附則第2条関係) 130

Q66 法施行から2年間、任意解除権の行使可能期間を「1年」から「2年」に延ばすこととしたのはなぜですか。 (附則第3条関係) 132

Q67 検討規定を設けたのはなぜですか。 (附則第4条関係) 134

Q68 本法の施行後2年以内に行う検討においては、どのような事項について検討を行うことを想定していますか。（附則第4条関係）

135

資料編

資料 1	138
資料 1 - 1 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号）	138
資料 1 - 2 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律施行規則（令和4年内閣府令第41号）	156
資料 1 - 3 性行為映像制作物への出演に係る被害の防止及び出演者の救済に関する件（決議）	159
資料 1 - 4 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案に対する附帯決議	162

資料 2	A V出演被害防止に関する各党実務者会合「A V出演被害防止・救済法案」について……………	165
資料 3	……………	166
資料 3 - 1	内閣府男女共同参画局「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」……………	166
資料 3 - 2	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（一覧）……………	167
資料 4	内閣府男女共同参画局 各種様式……………	171
様式①	出演契約に基づくことなく制作公表が行われた性行為映像制作物について差止請求をする場合	
様式① - 1	制作公表者に差止請求をする場合用……………	171
様式① - 2	制作公表者以外に差止請求をする場合用……………	173
様式②	出演契約の任意解除をする場合	
様式② - 1	任意に出演契約の解除を行う場合用……………	175
様式② - 2	任意に出演契約の申込みを撤回する場合用……………	177
様式③	出演契約の取消し（差止請求）をする場合	
様式③ - 1	出演契約に係る説明義務違反の場合（第 5 条第 1 項違反）用……………	178
様式③ - 2	出演契約書等の交付義務違反の場合（第 6 条違反）用……………	180
様式③ - 3	制作公表従事者が出演契約の内容等について出演者を誤認させるような説明をした場合（第 5 条第 3 項違反）用……………	182

様式④	出演契約の法定義務違反解除（差止請求）をする場合	
様式④-1	出演契約書等を交付されてから1月経過せずに撮影された場合（第7条第1項・第4項違反）用	184
様式④-2	性行為に係る撮影を拒絶することができないなど履行の任意性が確保されなかった場合（第7条第3項・第4項違反）用	186
様式④-3	事前に確認する機会が与えられずに公表された場合（第8条違反）用	188
様式④-4	すべての撮影が終了した日から4カ月を経過せずに公表された場合（第9条違反）用	190
資料5	AV出演被害防止・救済法 概要	192

【コラム：出演料の実態】……………	6
【コラム：A V出演被害が問題となった刑事事件・民事事件】……	10
【コラム：法施行前に制作公表されたA Vについて、法施行後に 差止請求が認められた例】……………	16
【コラム：出演者が削除請求を行う場合の流れ】……………	113

第 1 編

**A V 出演被害防止・救済法
の制定経緯とポイント**

第1章

AV出演被害防止・救済法 制定の経緯

1 AV出演被害の実態

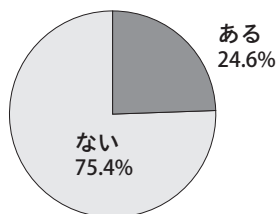
「モデルになりませんか?」「アイドルとしてデビューできる!」と路上でスカウトされ、安易に契約書にサインして、撮影現場へ行ってみたら、その仕事アダルトビデオ(以下「AV」といいます。)の撮影だった。怖くなって出演を断ろうとしても「契約書があるから出演は拒否できない」「出演を拒否したら多額の違約金がかかる」「今さら断ると多くの人に迷惑がかかる」などと脅され、仕方なく撮影に応じてしまった…。

このように詐欺や脅迫的な言動によってAVに出演する契約を結ばされた上、出演を断ろうとしても高額な違約金を請求されたり、親等にばらすなどと言われたりするなどして、本人の意に反してAVへの出演を余儀なくされる事案が「AV出演強要問題」として、大きな問題になりました。いわゆる「AV出演被害」は、勧誘時、契約締結時、撮影時だけではなく、AV公表後も、いわゆる顔バレ・身バレによる私生活への重大なダメージや、インターネット上の動画が削除できないといった形で問題が顕在化し、多方面から問題提起されています。

AV出演被害は、本人の意思に沿わない映像を撮影されたり、その映像の配信や販売が続けられたりしてしまうことによって、被害者の心身や私生活に長期間にわたって取り返しの付かない悪影響を与えます。

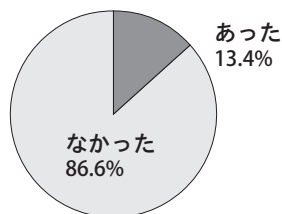
そして、こうした危険が、特に若い女性にとって身近になりつつある実態があります。例えば、内閣府が15歳（中学生を除く。）から39歳までの女性を対象として行ったインターネット調査（令和2年（2020年））によると、「モデルやアイドルにならないか」などの勧誘を受けた経験がある人は4人に1人、さらに、勧誘を受けた・応募した人のうち、撮影の現場で事前に聞いていない・同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影を要求された経験がある人は7人に1人となっています（下図参照¹⁾）。

(1)モデル・アイドル等の
勧誘を受けた経験



(2)聞いていない・同意していない
性的な行為等の撮影^(※)要求

(※水着・下着姿、裸体等の撮影や性交の撮影等)



AV出演に関する被害の事例には、次のようなものが挙げられます。

1) 図の出典：内閣府「令和元年度若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」

- 駅前で待ち合わせていたときに、話しかけてきた人が親切そうだったのでSNSのアカウントを交換した。一人で寂しいときなど、SNSで相談にのってもらえるようになった。「お金がない」と送ったら「いいバイトがあるよ」と返事があり、行ってみたら、AVの撮影だった。
- アイドルになりたいくて、タレント事務所に応募したら、すぐにオーディションに来るように言われた。「仕事が決まったよ」と言われたが、その仕事はAVの撮影だった。
- ネットで探したモニター、モデルのアルバイトには詳しい仕事内容が書かれていなかったが、面接に行くとAV出演に誘われた。
- 学費や生活費のために働いていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け収入が減ってしまい、素人もののAVに出演することにした。ただ、個人で販売等している人で契約書は交わしていない。
- AV出演することになったが、怖くなったので、断ろうとすると、「もうオーディションが決まってしまった。行くだけ行って断ればいいよ」と言われて、オーディションを受けたら、「まさか、今から断らないよね？」と強く言われて、出演を断れなかった。
- 事前に聞いていなかった性行為を撮影された。
- 撮影された映像が知らないうちに出回り、いつまでも消すことができない（「デジタルタトゥー」といわれています。）。
- 家族、友人、学校や職場の人などに自分がAVに出たことを知られたり（顔がばれる）、知られないかとおびえたりする。
- AVに出たことを知られて、家族や友人、職場の人とうまくいかなくなる。

第2章 AV出演被害防止・救済法の 主なポイント

1 主なポイント

AV出演契約をめぐる被害を防止し、被害者を救済するため、令和4年6月15日にAV出演被害防止・救済法が成立しました。この法律で、出演者の性別や年齢を問わず、またAVを制作公表する者（以下「AV制作公表者」といいます。）が会社であるか個人であるかを問わず、AV出演の契約を無力化するルールが定められました。主なポイントは次のとおりです。

(1) この法律全体について

- この法律は、AVへの出演やその公表が、出演者の心身及び私生活にわたって重大な被害を及ぼすおそれがあり、また現に及ぼしていることを踏まえて、出演者の個人としての人格を尊重し、心身の健康と私生活の平穏といった利益を守り、もって出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために制定されました。
- 出演者の性別・年齢を問わず、保護の対象としています。
- AV制作公表者が会社であっても、個人であっても、DVDなどで市販されるものでも、配信されるものでも幅広く対象になります。
- 勧誘、契約締結、撮影、公表の各段階において法的規制を定めることにより、意に反するAV出演に関する契約を無力化するルールを定めるものです。

第 2 編

A V 出演被害防止・
救済法 Q & A

第1条 目 的

(目的)

第一条 この法律は、性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、性行為の強制の禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいささかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにした上で、出演契約の締結及び履行等に当たっての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の特例を定めるとともに、出演者等のための相談体制の整備等について定め、もって出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする。

Q 01

本法の目的は何ですか。

本法は、出演者の性に関する自己決定権の保障をはじめとして個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もって出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的としています。

また、性行為映像制作物の制作公表により、出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあるということは、若年者や女性に限るものではないため、本法は、年齢や性別を問わずにその保護の対象としています。

第1節 締結に関する特則

第4条 出演契約

(出演契約)

第四条 出演契約は、性行為映像制作物ごとに締結しなければならない。

2 出演契約は、書面又は電磁的記録でなければ、その効力を生じない。

3 前項の出演契約に係る書面又は電磁的記録（以下「出演契約書等」という。）には、制作公表者及び出演者の氏名又は名称その他制作公表者及び出演者を特定するために必要な事項並びに当該出演契約の締結の日時及び場所のほか、次に掲げる事項（当該制作公表者に係る部分に関する事項に限る。）を記載し、又は記録しなければならない。

一 当該出演者が性行為映像制作物への出演をすること。

二 当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影を予定する日時及び場所

三 前号の撮影の対象となる当該出演者の性行為に係る姿態の具体的内容

四 前号の性行為に係る姿態の相手方を特定するために必要な事項

- 五 当該性行為映像制作物の公表の具体的方法及び期間
- 六 当該性行為映像制作物の公表を行う者が制作公表者以外の者であるときは、その旨及び当該公表を行う者の氏名又は名称その他当該公表を行う者を特定するために必要な事項
- 七 当該出演者が受けるべき報酬の額及び支払の時期
- 八 その他内閣府令で定める事項

Q 12

出演契約を性行為映像制作物ごとに個別に締結することとしたのはなぜですか。

出演者が、どのような性行為映像制作物に出演するのかを自ら十分理解した上で出演契約を締結することを確保するため、性行為映像制作物を制作公表する場合には、出演者と制作公表者は、制作公表する性行為映像制作物ごとに個別に出演契約を締結しなければならないこととするものです。複数の性行為映像制作物につき一つの出演契約で包括的にまとめて出演契約を締結することはできません。

また、撮影した映像を新たに再編集して「オムニバスAV」として制作公表する場合のように、出演契約に基づく性行為映像制作物と同一性のない、別の性行為映像制作物として制作公表する場合には、最初の出演契約とは別の「出演契約」として新たに出演者との契約を締結する必要があります。

Q&A

第3章 プロバイダ責任制限法の特例

第16条

第十六条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三条第二項及び第四条（第一号に係る部分に限る。）並びに私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第四条の場合のほか、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第三号の特定電気通信役務提供者をいう。第一号及び第二号において同じ。）は、特定電気通信（同法第二条第一号の特定電気通信をいう。第一号において同じ。）による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（同法第二条第四号の発信者をいう。第二号及び第三号において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 特定電気通信による情報であって性行為映像制作物に係るものの流通によって自己の権利を侵害されたとする者（当該性行為映像制作物の出演者に限る。）から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び次号にお

いて「性行為映像制作物侵害情報」という。)、当該権利が侵害された旨、当該権利が侵害されたとする理由及び当該性行為映像制作物侵害情報が性行為映像制作物に係るものである旨(同号において「性行為映像制作物侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し性行為映像制作物侵害情報の送信を防止する措置(同号及び第三号において「性行為映像制作物侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があったとき。

二 当該特定電気通信役務提供者が、当該性行為映像制作物侵害情報の発信者に対し当該性行為映像制作物侵害情報等を示して当該性行為映像制作物侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会したとき。

三 当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該性行為映像制作物侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

Q 54

インターネット上で公表された性行為映像制作物の削除はどのようにすればよいのですか。

第4章 相談体制の整備等

Q&A

第17条 相談体制の整備

(相談体制の整備)

第十七条 国は、性行為映像制作物への出演に係る勧誘、出演契約等の締結及びその履行等、性行為映像制作物の制作公表の各段階において、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もってその性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにする観点から、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するとともに、その被害の背景にある貧困、性犯罪及び性暴力等の問題の根本的な解決に資するよう、出演者その他の者からの相談に応じ、その心身の状態及び生活の状況その他の事情を勘案して適切に対応するために必要な体制を整備するものとする。

2 都道府県は、その地域の実情を踏まえつつ、前項の国の体制の整備に準じた体制の整備をするよう努めるものとする。

Q 56

国及び都道府県に、相談体制の整備を義務付けたのはなぜですか。

本条は、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止、被害を受けた出演者の救済、被害の背景にある貧困、性犯罪及び性暴力等の問題の根本的な解決に資するよう、出演者その他の者からの相談に応じ、その心身の状態及び生活の状況その他の事情を勘案して適切に対応するために必要な体制を整備することとし、国に相談体制の整備義務を課しています。

また、都道府県についても、その地域の実情を踏まえつつ、国の体制の整備に準じた体制の整備をするよう努力義務を課しています。

勧誘や出演契約の締結から公表に至る各段階をカバーする相談体制が整備されることで、出演者が、出演契約の締結に当たって交付等された出演契約書等・説明書面等を用いて相談機関等へ相談し、締結した出演契約に基づき性行為に係る姿態の撮影に応じる必要はないこと等の説明を受けることにより、AV出演被害の発生を防止し、また、既に撮影・公表がなされている場合についても、解除権や取消権があること、販売業者等への差止請求やプロバイダへの削除請求を行うことができること等の説明を受けることにより、AV出演被害からの救済を図ること等が期待されます。

Q 60

この法律で定める罰則にはどのようなものがありますか。

制作公表者等が、以下の行為を行ったときは、犯罪として処罰されます。

任意解除等を妨害するために、嘘をついたり脅したりした場合	3年以下の懲役・300万円以下の罰金 (法人には1億円以下の罰金)
契約書を渡さなかったり、説明をしなかったりした場合	6か月以下の懲役・100万円以下の罰金 (法人にも100万円以下の罰金)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第五章の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二章(第十条第一項及び第四節を除く。)の規定は、この法律の施行前に締結された出演契約並びにこれに基づく出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影、その撮影された映像の確認及びその性行為映像制作物の公表については、適用しない。

2 第十条第一項の規定は、この法律の施行前に締結された契約については、適用しない。

第三条 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日(次項において「二年経過日」という。)までの間にされた出演契約の出演者からの申込み若しくはその申込みに係る出演契約又はその間に締結された出演契約についての第十三条第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「二年」とする。

2 二年経過日の翌日から起算して一年を経過する日までの間にされた出演契約の出演者からの申込み若しくはその申

資料編



性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 出演契約等に関する特則

第一節 締結に関する特則（第四条—第六条）

第二節 履行等に関する特則（第七条—第九条）

第三節 無効、取消し及び解除等に関する特則（第十条—第十四条）

第四節 差止請求権（第十五条）

第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例（第十六条）

第四章 相談体制の整備等（第十七条—第十九条）

第五章 罰則（第二十条—第二十二条）

附則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、性行為映像制作物の制作公表により出演者の

A V出演被害防止に関する各党実務者会合
「A V出演被害防止・救済法案」について

令和 4 年 5 月 1 3 日

「A V出演被害防止・救済法案」について

A V出演被害防止に関する各党実務者会合

本実務者会合は、厳しいA V出演被害の実態に鑑み、A V出演被害の防止と被害者の救済を必ず実現すべく、熱意をもって取り組み、議論を重ね、この度、各党において協議する素案を取りまとめた。この法案のポイントは以下のとおり。

- 本法案は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために、A V出演にかかる被害の防止を図り、被害者の救済に資するため、性別・年齢を問わず、A V出演契約を無力化する特則等を設ける法案（略称「A V出演被害防止・救済法案」）。
- A V出演被害防止・被害者救済のため、「制作者等は出演者に性行為を強制することができない」こと、「出演者は性行為を拒絶することができる」こと、拒絶しても「出演者は賠償の責任を負わない」ことを明記。
- もとより、公序良俗に反する契約や違法な行為を容認するものでも、合法化するものでもない。
- また、公表後 1 年間（施行後 2 年間は経過措置として「2 年間」）は、無条件に全年齢で解除できるなど、これまでにない契約解消ルール、契約を解消した場合や契約によらないA Vの公表の差止請求、罰則などを措置。
- 多くの時間を議論に費やしたものの結論を得るに至らなかった、契約を無効とする範囲、A V出演契約の規制の在り方、A V出演契約の許容性等については、今後 2 年以内の検討事項とした。

以上

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

A V 出演被害防止・救済法 Q & A

令和 5 年 3 月 31 日 第 1 刷発行

A V 出演被害防止に
関する各党実務者会合

監修 山下 貴 司

発行者 橋 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町 3-28-2

電話(代表) 03(3291)1561

FAX 03(3233)2871

<https://tachibanashobo.co.jp>

©2023 Takashi Yamashita

印刷・製本 加藤文明社

乱丁・落丁の際は当社でお取り替えいたします。